

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

国民年金

平成31年4月から国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まります

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。

■国民年金保険料が免除される期間
出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。
なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日

（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された人を含みます。）

■対象となる人
「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の人

■施行日
平成31年4月1日

■申請方法
出産予定日の6か月前から提出可能です。速やかに提出してください。

※ただし、提出ができるのは平成31年4月からです。

■申請先
住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口へ申請書を提出してください。

■申請書類
申請書は、提出ができる平成31年4月から年金

事務所または市（区）役所・町村役場の国民年金の窓口に備え付けます。また、平成31年4月以降からホームページからもプリントアウトすることができるようになる予定です。

■お問い合わせ

ねんきんダイヤル

☎0570-055-1165

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>

旭川年金事務所

年金の加入手続き、納入相談など

☎0166-27-1611

年金相談の予約など
☎0166-72-5004

役場税務住民課年金担当
☎4-2511

内線116・117
☆4-251103



税のお知らせ

名寄税務署からのお知らせ
【確定申告会場開設期間等について】

名寄税務署では、次のとおり確定申告会場を開設します。

申告書の作成には時間がかかりますので、なるべくお早めにお越しください。

■開設期間

2月18日（月）

～3月15日（金）

（土曜・日曜を除く。）

■受付時間

午前9時から午後4時まで

※会場の混雑状況により受付を早めに締め切る場合があります。

■確定申告会場

名寄税務署 2階会議室
名寄市西1条北1丁目11番地

2月15日（金）以前は、確定申告会場を開設しておりません。

確定申告のご相談は、申告会場を開設する2月18日（月）以降にお越しください。

■お問い合わせ

名寄税務署
☎01654-2-2157

